

伊勢崎市勤労者会館のご案内

勤労者の福祉の増進及び教養文化の向上を目的として、市が設置したもので、個人や企業、団体等のみなさまにご利用いただける施設です。研修、講習会、会議などにご利用ください。

勤労者会館所在地：伊勢崎市中央町 30-4

<休館日> 祝日・年末年始

(12月29日から1月3日まで)



利用の申し込み

● 利用申込み受付期間

利用期日の6ヶ月前から3日前まで受け付けます。

● 利用申込み方法

商工労働課（市役所北館3階）にご来庁のうえ、利用期日の3日前までに所定の申請書によりお申込みください。

※電話で空き状況の確認および仮予約ができます。

● 窓口受付時間

午前9時から正午および午後1時から午後5時

※正午から午後1時までは職員不在となります。

● 問い合わせ先

経済部商工労働課 0270-27-2755（直通）

● 施設利用時間

| | | | | | |
|----|------------|----|-------------|----|-------------|
| 午前 | 9:00~12:00 | 午後 | 13:00~17:00 | 夜間 | 18:00~22:00 |
|----|------------|----|-------------|----|-------------|

※利用時間には準備・片付けの時間も含まれます。

● 利用料金の納入

利用料金は前納制となっております。利用申込み時に、現金でお支払ください。

● 利用を許可しない場合

次の場合は利用を許可しません。

1. その利用が、勤労者会館の設置目的に反するとき
2. 公の秩序、または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき
3. 専ら営利を目的とするものであるとき
4. その他管理上支障があると認められるとき

※活動内容によって利用制限があります。

利用許可の条件に違反したときなど、利用許可を取り消すことがあります。

● 利用料金

| 時間区分 利用区分 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|--------------|--------|---------|---------|--------|
| | 9時～12時 | 13時～17時 | 18時～22時 | 9時～22時 |
| 第1会議室 | 1,100円 | 1,460円 | 1,460円 | 3,540円 |
| 第2会議室 | 540円 | 720円 | 720円 | 1,740円 |

※利用者（申請者）が本市住民以外、本市に本社（店）・支社（店）及び営業所がない法人については、使用料の100分の30を加算した額となります。
使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てとします。



利用上の注意

勤労者会館は、職員が常駐していない施設です。

ご利用になる方がご自分で警備のアラーム解除や鍵の開閉を行っていただきます。
貸出対象の会議室は2階ですが、エレベーターはありませんのでご了承ください。

● 利用前

鍵のセット一式を、商工労働課または当直室（土日及び平日夜間）に取りに来てください。利用前に「勤労者会館施設利用簿（表面）」の記入をお願いします。

● 利用中

会館内での飲食・喫煙は禁止です

机・椅子の配置は自由に変えていただいて結構です。

● 利用終了後

机・椅子の配置を現状に戻してください。
利用後に「勤労者会館施設利用簿（裏面）」の記入をお願いします。鍵のセット一式を、当直室（土日及び平日夜間）に返却してください。

